

豊橋市監査公表第15号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年2月10日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一



令和3年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果（団体名：三河港振興会 公表番号：12号）

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
三河港振興会	指摘事項	契約書等の文書への公印押印に当たり、公印使用承認手続が行われていない事例が散見された。また、備品台帳に公印が登録されていなかった。公印は、権利や義務の発生等の効果を有する文書に使用する重要な物品であることから、市の規定に準じ、公印使用承認手続を漏れなく行うとともに、取得価格にかかわらず備品台帳に登録するなど、適正な事務処理をされたい。	公印使用手続については、質問を受けた令和3年11月より適切な手続きとなるように改めた。また公印の備品登録についても令和3年12月に備品台帳に登録した。	R4.1.13
	意見	三河港振興会の支払処理において、財政援助団体として適切ではない講師手土産代が支出されており、また、コンテナ委員会の支払処理において、支出命令書等で相手先の間違いが散見されたので、適切な事務処理に努められたい。	公金から支援を頂いている団体としての立場であることを鑑みて、令和3年度より講師手土産は廃止した。また、適切な事務処理となるように令和3年12月に関係職員へ周知した。	R4.1.13
	意見	会費について、基準日や脱会者の減免等が規定されていないまま、年度途中脱会者の徴収を行わない対応をとっているため、規定を整備するなど適切な事務処理に努められたい。	今後、事務局において、会費徴収の基準日や脱会者等に対する減免条件を整理し、来年度の三河港振興会総会で審議していただく予定である。	R4.1.13
	意見	契約事務において、三河港振興会の事務処理規程ではなく、豊橋市契約規則に基づき作成された旨の記載がある見積書をそのまま受領し処理していたので、根拠規定を誤ることのないよう適切な事務処理に努められたい。	適切な事務処理となるように、根拠規定について令和3年12月に関係職員へ周知した。	R4.1.13
産業部 みなと振興課	意見	令和元年度決算審査意見を踏まえ、三河港振興会に対する三河港自動車流通強化支援事業負担金について精算を行った結果、事業実績を超過する分が同会から市に返還されている。今後においても、予算額どおり又は請求額どおりに負担金を支出することなく、年度途中における同会の事業運営見込みも十分に把握した上で支出するなど、予算執行の適正化に努められたい。	負担金の予算執行においては、三河港振興会の事業執行見込みを把握することで適正な支出となるように今後も努めていく。	R4.1.13